

平成16年12月2日
原子力安全対策課
(16-94)
(17時15分資料配付)

高速増殖原型炉もんじゅの原子炉設置許可処分無効確認等請求訴訟の
最高裁判所上告受理について
(知 事 談 話)

今回の決定により、最高裁において、「もんじゅ」の安全性について判断されることになる。

高速増殖炉の今後の方向性について、司法の場において、国民、県民にとって、信頼のおける公正な判断がなされることを期待する。

原子力行政は、国が一元的責任を有しているが、県としては、今後とも、原子力発電所の安全確保を最優先に、県民の立場に立って厳正に対処してまいりたい。